前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

1 趣 旨

(1)前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により策定する計画

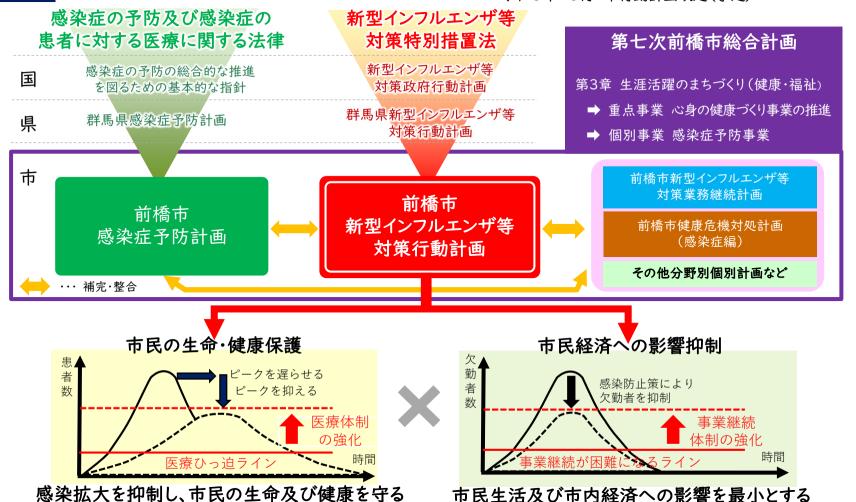
(2)目的

これまでの感染症危機対応で把握した課題を踏まえ、幅広い感染症危機に対する 平時の備えと有事の必要な対策を確実に実施し、<u>感染症拡大防止と社会経済活動</u> のバランスを考慮した社会を目指す

2 位置づけ

(3)経緯

- 令和2年 1月 国内で新型コロナウイルス感染症の初の感染者を確認
- 令和2年 3月 新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、 新型コロナウイルス感染症が対象となる
- 令和4年12月 感染症法改正により感染症発生・まん延時・ワクチン 接種等における保健・医療体制整備等を強化
- 令和5年 5月 新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に指定
- 令和6年 7月 政府行動計画改定
- 令和7年 3月 県行動計画改定
- 令和8年 3月 市行動計画改定(予定)



前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

主な改定ポイント

- (1) 横断的視点として、次の3つの取り組みを実施(別紙のとおり)
- ① 人材育成
- ② 国・県及び関係機関の連携
- ③ DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進
- (2) 発生段階を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて、主に準備期の対策を拡充

旧計画(H26年改定版)		
未発生期	新型インフルエンザ等が発生して いない状態	
海外発生 期	海外で新型インフルエンザ等が発 生した状態	
国内発生早期	国内の都道府県で新型インフルエンザ等の罹患者が確認されているか、すべての罹患者の接触歴が積極的疫学調査で追えている状態	
国内感染期	国内の都道府県で新型インフルエンザ等の罹患者の接触歴が積極 的疫学調査で追うことができてい ない状態	
小康期	新型インフルエンザ等の罹患者等 が減少し、低水準で停滞している 状態	

10/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1			
		亲	折計画 (R7改定版)
	準備期		発生前の段階
	初動期	Α	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位 置付けられている可能性を有する 感染症等が発生した段階
	対応期	В	国内における発生当初の「封じ込め」を念頭に対応する段階
		C-I	国内で感染が拡大し、病原体の 性状等に応じて対応する段階
		C-2	ワクチンや治療薬等により、対応 力が高まる段階
		D	特措法によらない基本的な感染 症対策に移行する段階

(3) 対策項目を13項目に拡充し、より詳細な対策を記載(別紙のとおり)

■ 旧計画(H26改定版)

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供,共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療

⑥ 国民生活·国民経済

新計画(R7改定版)

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュ ニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- 8 医療
- (9) 治療薬·治療法
- (10) 検査
- (1) 保健
- (12) 物資
- ③ 国民生活及び国民経済の 安定の確保

※赤色は新規項目

(4) 実情に応じた見直しなどを行うことによる実効性の確保

今回の全面改定に際して、市行動計画の実効性の確保をしつつ、実情に応じて見直しを行っていく

- O 統計等根拠に基づくデータを活用した政策の推進 ➡ 平時からの情報収集・分析とともに、健康危機対処計画等根拠に基づいた体制整備・意思決定
- 新型インフルエンザ等への備えの機運維持
- 有事だけでなく、平時からの感染症等に対する備蓄、体制構築等を実施
- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- 国や県、関係機関等との連携を踏まえて実践的な研修及び訓練を実施
- 定期的なフォローアップと必要な見直し

平時からの状況把握・リスク評価に基づき、感染症や社会の実情に応じて計画を見直す

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

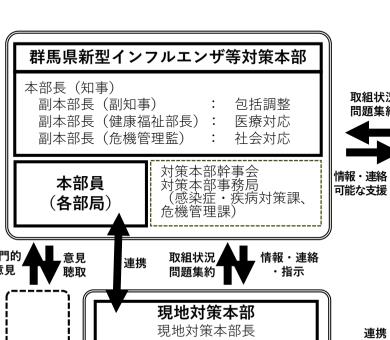
実施体制

有

識

者

学識経験



取組状況 問題集約



情報・連絡・指示 可能な支援・連携

(行政県税事務所長)

本部員(市町村、警察署、消防、 各地域機関等) 事務局(行政県税事 務所)



業務状況 把握・応援

地域対策会議

委員長

(保健福祉事務所長)

委員(医療機関、市町村長、警察 署長、消防庁、保健所長等) 事務 局(保健福祉事務所)



橋 市

緊急事態宣言が出た場合

※ 緊急事態宣言によらず市対策本部は必要に応じて設置することもできる

前橋市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 (市長)

副本部長(副市長・教育長・公営企業管理者) : 包括調整

健康部長 医療対応に関すること 保健所長 感染症に関すること 危機管理扣当部長 社会対応に関すること

本部員 (庁議構成者)

対策本部幹事会

各部主管課長・関係課長で構成(幹事長は保健総務課長)

緊急事態宣言が出ていない場合

前橋市新型インフルエンザ等対策会議

議長(市長)、庁議構成者

対策会議幹事会

各部主管課長・関係課長で構成(幹事長は保健総務課長)

行動計画担当

市全体の基本的な指針、ガイドラインを検討 (主担当課 保健総務課)

業務継続計画担当

準備段階、発生時等の市役所業務や職員体制、 対応等を検討(主担当課 防災危機管理課)

【 別紙資料(対策項目一覧) 】

対策項目ごとの主な対応(①~④)

下總:新担佰日

保健医療分野·社会生活分野 両面

主に保健医療分野主に社会生活分野

横断的視点(青:①人材育成 赤:②国·県及び関係機関の連携 緑:③ DXの推進)

下線:新規埧日	横断的視点(青:①人材育成 赤:② 国·県 》	工に休及区 旅 カ ゴ エ に	
項目	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	初動期	対応期
①実施体制	有事の組織体制と各部局の役割整理情報共有、連携体制の確認及び訓練を通じた関係機関間の連携強化	 的確な政策判断のため、県と連携し、発生動向の情報収集、分析及びリスク評価を実施 必要に応じ、市対策本部の設置を検討 全庁から応援職員を招集し、実施体制を構築 国の財政支援活用等による予算確保 	初動期から引き続き、実施体制を強化【県の役割】まん延防止等のため、感染症法に 定める入院勧告又は入院措置等に関し必要な 総合調整
②情報収集・分析	市民生活及び市内経済に関して収集すべき情報の整理や収集・分析の方法の研究発生を想定した訓練等を通じた情報収集体制及び有事に必要な人員規模の確認	ことを判断	• 感染症危機の状況を踏まえた、政策上の意思 決定及び実務上の判断に必要な包括的なリス ク評価を実施
③サーベイラン ス	感染症の発生動向の把握等、平時のサーベイランスを実施研修等を活用し、サーベイランスに関わる人材を育成	し、患者発生動向の把握を強化	国等と連携し、流行状況に応じたサーベイランスを実施【国の役割】患者の全数把握の必要性を再評価し、実施体制を適切な時期に移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	 市民等が適切に判断・行動できるよう必要な情報を各種情報伝達媒体により提供・共有 偏見・差別・誤情報等に関する啓発 双方向のリスクコミュニケーションを行うための体制整備 	発 新型インフルエンザの患者等の健康観察等に関す	• 市民等への情報提供や偏見等への啓発を継続

対策項目ごとの主な対応(⑤~⑧)

下線:新規項目

保健医療分野·社会生活分野 両面

横断的視点(青:①人材育成 赤:②国·県及び関係機関の連携 緑:③ DXの推進)

主に保健医療分野主に社会生活分野

項目	準備期	初動期	対応期
⑤水際対策	【国の役割】海外で発生した場合に迅速な水際対策を実施市内在住外国人に対し、国等の情報を共有する体制を構築	有や注意喚起	• 【国の役割】国内外の感染拡大状況等を踏まえた水際対策の強化又は緩和の検討
⑥まん延防止	対策内容や意義について、市民や事業者等の理解促進に取り組む基本的な感染対策(換気、咳エチケット、手洗い等)の周知まん延防止等重点措置による休業要請等への理解促進	 まん延防止対策の準備 まん延防止等重点措置等による感染拡大防止の 取組 感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置 等や濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観 察等)等 	まん延防止等重点措置等の対策強度の選択特措法によらない感染対策への移行の検討
<u> </u>	速やかに接種できる体制の整備 市のHPやSNSを通じたワクチン接種の啓発	接種会場や医療従事者等の確保など、接種体制の 構築	・ 変異株の追加接種を想定した継続的な整備・ 接種記録の管理・ 健康被害に対する救済制度の周知
⑧医療	 相談センターの設置の準備(発生国・地域からの帰国者や有症状者等からの相談を受ける) 関係機関との連携 【県の役割】医療機関との間で病床確保、発熱外来等の協定を締結(協定締結医療機関) 	相談センターを設置し、市民等に周知県等と連携し、感染症指定医療機関等の受診につなぐ	 相談センター及び発熱外来等の受診方法等を周知 県と連携し、入院調整や感染症指定医療機関等に移送 【県の役割】感染状況を踏まえた医療提供体制(協定締結医療機関等)の拡充

対策項目ごとの主な対応(⑨~⑬)

保健医療分野·社会生活分野 両面

主に保健医療分野主に社会生活分野

横断的視点(青:①人材育成 赤:②国·県及び関係機関の連携 緑:③ DXの推進) 下線:新規項日

下級· 新規坦日	快断的倪息(有·①入州有风 亦·② 国· 乐》		
項目	準備期	初動期	対応期
<u>⑨治療薬·治療</u> <u>法</u>	【国の役割】治療薬・治療法の研究開発、薬事承認、 製造等【国・県の役割】抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	• 国や県と連携し、医療機関の協力を得て、必要に応じて医療従事者や救急隊員等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導	• 国や県と連携し、医療機関や薬局に対する、 新型インフルエンザ等の治療薬の適切な 使用の周知
<u>⑩検査</u>	保健所の検査体制の整備(検査物資の備蓄及び確保、検査実施機関への検体搬送の体制整備等)研修や訓練を通じた検査体制の強化・維持	検査体制の立ち上げ、検査方法の精度管理保健所等における検査実施能力の確保状況の確認	• 必要に応じた検査体制の拡充
<u>①</u> 保健	 感染症危機体制のための人材確保 感染症危機体制を構成する人員への研修・訓練実施 保健所等の体制整備 施設内感染に関する施設等への情報提供 	市予防計画等に基づく、感染症危機体制の準備状況の把握(発生届、患者への対応、濃厚接触者への対応、積極的疫学調査等)人員確保等の準備	 保健所の感染症危機体制確立(相談対応、検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院調整、健康観察等) 全庁応援職員及びIHEAT要員等に対する応援要請 国や県等との連携による感染症対応の実施
<u>②物資</u>	市行動計画に基づく、感染症対策物資等の備蓄定期的な備蓄状況等の確認	• 県と連携した近隣の市町村や指定地方公共 機関等との物資及び資材の供給に係る相互 協力	感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認
③市民生活及 び市内経済の 安定の確保	 関係機関や部局間連携のための情報共有体制の整備 支援金等の給付・交付等の行政手続におけるDX推進 迅速に支援情報等が届くような仕組みの構築 	請)	心身への影響を考慮した対策の実施